

お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 教育機関，市民活動団体およびボランティアの役割を明記し次のとおりとする。</p> <p>(3)教育機関は，その管轄する施設等の安全性を確保するとともに，児童等が災害において，自分の安全を確保するための適切な対応ができるよう，それぞれの発達段階に応じた防災および減災に関する教育の実施に努めるものとする。</p> <p>(4)高等学校および大学等の高等教育機関は，その教育的立場および専門的な見地から災害に強い安心で安全なまちづくりへの調査，研究およびこれらの成果を地域における防災および減災活動に活用し，普及できるよう努めるものとする。</p> <p>(5)市民活動団体およびボランティア団体は，組織力およびネットワークを活用し，自分たちの活動の中で防災および減災の活動に取り組むよう努めるとともに行政の活動を補完する活動に努めるものとする。また，産学官が各自でまたは相互に連携して行う防災および減災活動に積極的に参加するものとする。</p>	<p>ご意見にあります教育機関の役割については，当該機関が実施すべき当然の対応であると考えます。また，高等教育機関につきましては，市としましても，今後も一層の連携強化に努めてまいります。なお，民間団体およびボランティアにつきましては，防災活動を推進するうえで，その役割が非常に大きなものと考えていますので，ご意見の趣旨を踏まえて項目を追加します。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 1 市職員に対する教育 防災体制での行政の体制強化を図るため，「危機管理課」を設置すべきなので，次のことを地域防災計画上に記載する。</p> <p>「総務課」を他市の「危機管理」部門に倣い，この部門を昇格させ「危機管理課」とする。</p>	<p>市地域防災計画には市の災害対策の基本的な方針と対応を示しています。危機管理体制の強化について重要なものであることは当然ですが，危機管理体制の強化と組織体制の変更は別の課題であると考えています。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 2 小・中学生児童生徒に対する教育 文章中の「指導」の後に「・訓練」の文言を入れ，児童生徒に行動を身に付けさせることが肝要である。</p>	<p>児童生徒に対する防災教育とは，防災訓練を含めた教育となります。なお，(2)および(3)については，児童生徒に対する避難時の行動訓練について明確にするため，ご意見のとおり修正します。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 3 市民に対する普及啓発 〔4)災害時の家庭内の連絡体制の確保〕この項は，家庭内で必須の要件であるため，「災害時」を「緊急時」と改訂し，(1)のAとして挿入する。</p>	<p>市地域防災計画は防災に関する事項を定めるものです。用語については「災害時」のままとすることが適切と考えます。なお，掲載箇所については，ご意見のとおり，最初に各家庭で考えていただく項目と考えますので，ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>